

大分県報

平成二十八年
第二七八一号
五月二十四日

（火曜日）

目次

規 則	青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正……………一
告 示	大規模小売店舗に係る公示……………一 平成二十八年年度臨時種畜検査に合格した種畜……………二 指定施設要件変更予定保安林……………三 区画漁業（真珠養殖）の免許の内容たるべき事項等……………三
公 告	ふぐ処理講習会の開催……………五 契約者等の公示……………五 土地改良区の役員のかん退任（二件）……………五 平成二十八年年度大分県警察官A採用試験（チャレンジ枠）及び大分県警察官A（女性）採用試験（チャレンジ枠）公告……………七 平成二十八年年度警察官B採用共同試験及び大分県警察官B（女性）採用試験公告……………一
規 則	青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十八年五月二十四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
規 則	青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。 大分県規則第八十号

○告 示

第十二条第一号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第四号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第三号」に改める。
附 則
この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

大分県告示第三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレスポ豊後大野（Ⅱ工区）

豊後大野市三重町赤嶺字大宮田二千三十二番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（一）大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拜田原二百一番地二

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拜田原二百一番地二

株式会社九州ケースデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市桜川一丁目一番一号
有限会社ウィル

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拜田原二百一番地二

その他未定

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年一月十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千四百四十六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 二百四十台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
駐輪場No.一 A棟北側 二十台
駐輪場No.二 B棟西側 三十二台

駐車場No.三 C棟西側 四十台
合計 九十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設No.一 A棟南側 七十平方メートル
荷さばき施設No.二 B棟西側 八十平方メートル

合計 百五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設No.一 A棟内南側 五十六・二四立方メートル
廃棄物等保管施設No.二 B棟内西側 二十八・四〇立方メートル

合計 八十四・六四立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四箇所 建物敷地北側、西側及び東側
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二届出年月日

平成二十八年五月九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

2 縦覧期間
平成二十八年五月二十四日から同年九月二十六日まで

四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年九月二十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県豊肥振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

~~~~~

大分県告示第三百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成二十八年年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 種畜証明書番号     | 名前<br>(登録・登記番号)      | 品種   | 検査成績 |
|-------------|----------------------|------|------|
| 平二八大分県臨一第一号 | 種畜<br>(2014子大分黒5446) | 黒毛和種 | 一級   |
| 平二八大分県臨一第二号 | 種畜<br>(2014子受卵大黒720) | 黒毛和種 | 一級   |
| 平二八大分県臨一第三号 | 種畜2<br>(2015子受卵大黒56) | 黒毛和種 | 一級   |

大分県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

佐伯市本匠大字因尾字白木一三九四番、一三九五番、字ゼンコウ平一三九七番一、一三九七番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゼンコウ平一三九七番一、一三九七番三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業（真珠養殖）の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁場計画番号

別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類及び名称

別表のとおり

2 漁業の時期

別表のとおり

3 漁場の位置

別表のとおり

4 漁場の区域

別表のとおり

三 制限又は条件

別表のとおり

四 免許予定日

平成二十八年九月一日

五 申請期間

平成二十八年六月二十日から  
平成二十八年七月十三日まで

六 地元地区

別表のとおり

七 存続期間

別表のとおり

平成二十八年五月二十四日

大分県報（告示）

別表

| 漁場計画番号     | 免 漁業の種類及び名称      | 許 漁業の時期        | 容 漁場の位置                | た る べ き 事 項                                                                  |                                                                                          | 制限又は条件                                                              | 地元地区                                                                                                                                                                  | 存続期間         |                                         |
|------------|------------------|----------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|
|            |                  |                |                        | 区 域                                                                          | 漁 場 の 区 域                                                                                |                                                                     |                                                                                                                                                                       |              |                                         |
| 区第二千八百九十七号 | 第1種区画漁業<br>真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 津久見市大字<br>長日字浦代の<br>地先 | 基点第578号、<br>1、口及び基点<br>第1038号の各点<br>を順次に結んだ<br>線と最大高潮時<br>海岸線とによつ<br>て囲まれた区域 | 基点第578号<br>津久見市大字長<br>日字浦代221番<br>地長日崎東端の<br>標識<br>基点第1038号<br>津久見市大字長<br>日2707番地の標<br>識 | 1 基点第578号<br>から336度200メ<br>ートルの点<br>基点第1038号<br>から350度150メ<br>ートルの点 | 1 海上交通の安<br>全確保のため、<br>養殖筏等の流出<br>及び移動を防止<br>し、並びに設置<br>場所を表示する<br>海上標識用灯火<br>を設置すること。<br>2 漁場面積<br>1,000㎡あたり<br>成貝5,000個以<br>内とし、つりか<br>ご1吊りにつ<br>き、成貝は50個<br>以内とする。 | 津久見市大<br>字長日 | 平成28年<br>9月1日<br>から平成<br>36年3月<br>31日まで |

注 角度の表示は、全て真方位とする。

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 講習会の開催期日及び場所
- 1 開催日時 平成二十八年九月八日（木曜日）午前九時三十分から午後四時四十分まで  
 なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。
- 2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分
- 二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
- 1 受付期間 平成二十八年七月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで
- 2 受付場所
- 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

| 支部名    | 所在地                         |
|--------|-----------------------------|
| 国東支部   | 国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内 |
| 別府支部   | 別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内     |
| 速見支部   | 速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 日出総合庁舎内  |
| 由布支部   | 由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内  |
| 臼杵支部   | 臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内     |
| 津久見市支部 | 津久見市港町一番二一號 津久見商工会議所内       |
| 佐伯支部   | 佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内         |
| 豊後大野支部 | 豊後大野市三重町市場九三三四番地二 豊肥保健所内    |
| 竹田支部   | 竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内   |
| 日田支部   | 日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内         |
| 玖珠郡支部  | 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内    |
| 中津支部   | 中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内      |
| 宇佐支部   | 宇佐市大字法鏡寺三三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内    |

豊後高田支部 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内  
 大分市支部 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

次のとおり契約者等について公示する。  
 平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
 平成二十八年度豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 大分県商工労働部情報政策課  
 大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
 平成二十八年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 ソフトバンク株式会社 法人第六営業本部 第四営業統括部長 田 中 康 雄  
 広島県広島市中区鞆町十三番十一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
 四千四百七十一万八千四百八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 七 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楠溜池土地改良区（杵築市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 役名     | 氏名 | 住 所 |
|--------|----|-----|
| (退任役員) |    |     |



|    |        |   |             |
|----|--------|---|-------------|
| 〃  | 小川 克巳  | 〃 | 大字薬師一六一番地の三 |
| 〃  | 宮崎 小二郎 | 〃 | 大字右田一八一〇番地  |
| 〃  | 恵藤 勉   | 〃 | 大字恵良一二二五番地  |
| 監事 | 梶谷 久   | 〃 | 大字右田三三二一五番地 |
| 〃  | 佐藤 啓二郎 | 〃 | 大字右田一七二一番地  |

平成28年度大分県警察官A採用試験（チャレンジ枠）及び大分県警察官A（女性）採用試験（チャレンジ枠）公告

平成28年5月24日

大分県人事委員会  
次のとおり、平成28年度大分県警察官A採用試験（チャレンジ枠）及び大分県警察官A（女性）採用試験（チャレンジ枠）を行います。

1 試験種類、試験区分及び採用予定者数

| 試験種類     | 試験区分   | 採用予定者数 |
|----------|--------|--------|
| 警察官A     | チャレンジ枠 | 9人     |
| 警察官A（女性） | チャレンジ枠 | 2人     |
| 合 計      |        | 11人    |

注 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢・性別等

| 試験種類     | 試験区分   | 年齢・性別              | 学 歴                                                                                 |
|----------|--------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官A     | チャレンジ枠 | 昭和58年4月2日以降に生まれた男性 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成29年3月末までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格がある者を含む。） |
|          |        | 昭和58年4月2日以降に生まれた女性 |                                                                                     |
| 警察官A（女性） | チャレンジ枠 | 昭和58年4月2日以降に生まれた女性 |                                                                                     |

注1 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

注2 大学卒業見込みの者が平成29年3月末までに卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

| 区 分   | 試 験 日 時                                                                                                                                                          | 試 験 会 場                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|       | 平成28年9月18日（日）<br>入室開始 午前8時30分<br>着席完了 午前9時<br>試験時間<br>教養試験・アピール論文試験<br>午前9時30分から11時50分まで<br>体力試験・身体検査<br>午後1時頃から4時頃まで<br>(注) 遅刻者は、午前10時までに試験室へ入室できない場合は、受験できません。 | 大分県立大分商業高等学校<br>(大分市西浜4番2号) |
| 第2次試験 | 体力試験Ⅱ・適性検査<br>平成28年11月6日（日）<br>面接試験 平成28年11月下旬の指定する1日<br>具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。                                                                           | 大分市内                        |

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。

(2) 試験の内容

ア 第1次試験

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

イ 教養試験（配点50点）

警察官として必要な一般的知識（社会（法律、政治、経済、社会一般等）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について筆記試験をします。

(1) 時間 5枝択一式 20問  
(イ) アピール論文試験 (配点100点)

警察官としての高い志やバイタリティー、卓越した経験又は専門知識・資格等をアピールする筆記試験をします。

なお、教養試験、体力試験及び身体検査の結果が合格基準に達しない場合は不合格となるため、アピール論文試験は採点しません。

(1時間 800字以内)

(ウ) 体力試験 (配点50点)

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験をします。

| 実施種目    | 実施方法                    | 基準値 |       |
|---------|-------------------------|-----|-------|
| 上体起こし   | 仰臥の姿勢から上体起こし (30秒間)     | 男性  | 20回以上 |
|         |                         | 女性  | 15回以上 |
| 腕立伏臥腕屈伸 | 腕立ての姿勢から腕屈伸 (2秒に1回のリズム) | 男性  | 25回以上 |
|         |                         | 女性  | 15回以上 |

注 2種目のうちいずれも基準値に達しない場合は不合格となります。

(エ) 身体検査

警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

| 検査種目 | 基準                                    |                    |
|------|---------------------------------------|--------------------|
|      | 男性                                    | 女性                 |
| 身長   | 160センチメートル以上であること。                    | 150センチメートル以上であること。 |
| 体重   | 47キログラム以上であること。                       | 43キログラム以上であること。    |
| 視力   | 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 |                    |
| 色覚   | 職務の遂行に支障のないこと。                        |                    |
| その他  | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。                |                    |

イ 第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 体力試験Ⅱ (配点20点)

身体の全身持久力についての試験 (20メートルシャトルラン (往復持久走) ) をします。

(イ) 面接試験 (配点360点)

人物について集団討論及び個別面接による試験をします。

(ウ) 適性検査

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(エ) 身体精密検査

胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

ウ 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ 合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は、大分県のホームページに掲載しています。

(大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(3) 試験結果の発表

| 対象    | 発表の時期                   | 発表の方法                                                                                           |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年10月18日 (火)<br>午前9時 | 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」(大分県庁舎本館1階県政展示ホール)に掲載するとともに、大分県のホームページに掲載します(注1、注2を参照のこと)。 |
| 第2次試験 | 平成28年12月下旬              |                                                                                                 |

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

(大分県のホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月21日(金)午前中までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局(電話097-506-5212)にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示  
 大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、受験者は、試験結果を口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接おいでください(日曜日、土曜日及び祝日等を除きます。)

| 試験    | 開示請求できる者             | 開示期間            | 開示内容               | 開示場所                    |
|-------|----------------------|-----------------|--------------------|-------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者(途中棄権者を除く。) | 合格発表の日から起算して1月間 | 試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者             |                 |                    |                         |

(2) 郵送による情報提供  
 郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分、受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)に392円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。なお、提供する内容は、(1)の口頭による開示と同じです。

5 採用及び給与

- (1) 合格から採用まで
  - ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。したがって、大分県人事委員会の実施した試験に合格しても採用されない場合があります。
  - イ 採用予定時期は、原則として平成29年4月1日です。
  - ウ 採用後は巡査に任命され、警察学校において6月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。
  - エ 採用後の職務内容及び処遇等は、従来から実施している警察官A採用試験と差異はありません。
- (2) 給与  
 初任給は、採用時大学卒202,400円(平成28年4月1日現在)で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

6 受験手続

(1) 申込書等の請求  
 申込書等は、次の機関で配布します。

| 機関名         | 所在地                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 大分県人事委員会事務局 | 〒870-0022 大分市大手町2-3-12<br>(大分県市町村会館6階)<br>電話 097-506-5212                              |
| 大分県警察本部警務課  | 〒870-8502 大分市大手町3-1-1<br>(大分県庁舎本館6階)<br>電話 097-536-1111 内線5337<br>536-2131 内線2643・2646 |
| 大分中央警察署     | 〒870-0046 大分市荷揚町5-6<br>電話 097-533-2131                                                 |
| 大分東警察署      | 〒870-0108 大分市三佐5-2-23<br>電話 097-527-2131                                               |
| 大分南警察署      | 〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1<br>電話 097-542-2131                                             |
| 別府警察署       | 〒874-0909 別府市田の湯町13-13<br>電話 0977-21-2131                                              |
| 杵築日出警察署     | 〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2<br>電話 0977-72-2131                                       |
| 国東警察署       | 〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1<br>電話 0978-72-2131                                              |
| 豊後高田警察署     | 〒879-0621 豊後高田市是永町32-1<br>電話 0978-22-2131                                              |
| 宇佐警察署       | 〒879-0453 宇佐市大字上田1010-1<br>電話 0978-32-2131                                             |
| 中津警察署       | 〒871-0024 中津市中央町1-2-10<br>電話 0979-22-2131                                              |
| 玖珠警察署       | 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467<br>電話 0973-72-2131                                             |
| 日田警察署       | 〒877-0025 日田市田島2-8-1<br>電話 0973-23-2131                                                |

|           |                                                           |                                                                                                                                                           |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 竹田警察署     | 〒878—0025 竹田市大字拝田原221<br>電話 0974—63—2131                  | 玖珠土木事務所                                                                                                                                                   | 〒879—4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137—1（玖珠総合庁舎）<br>電話 0973—72—1152            |
| 豊後大野警察署   | 〒879—7125 豊後大野市三重町内田1196<br>電話 0974—22—2131               | 中津土木事務所                                                                                                                                                   | 〒871—0024 中津市中央町1—5—16（中津総合庁舎）<br>電話 0979—22—2110               |
| 佐伯警察署     | 〒876—0012 佐伯市大字鶴望2825—4<br>電話 0972—22—2131                | 大分県東京事務所                                                                                                                                                  | 〒104—0061 東京都中央区銀座2—2—2<br>（ビューリック西銀座ビル6階）<br>電話 03—6862—8787   |
| 臼杵津久見警察署  | 〒875—0041 臼杵市大字臼杵72—61<br>電話 0972—62—2131                 | 大分県大阪事務所                                                                                                                                                  | 〒530—0001 大阪市北区梅田1—1—3—2100<br>（大阪駅前第3ビル21階）<br>電話 06—6345—0071 |
| 杵築幹部交番    | 〒873—0001 杵築市大字杵築665—465<br>電話 0978—62—2131               | 大分県福岡事務所                                                                                                                                                  | 〒810—0001 福岡市中央区天神2—14—8<br>（福岡天神センタービル10階）<br>電話 092—721—0041  |
| 津久見幹部交番   | 〒879—2441 津久見市中央町760—156<br>電話 0972—82—2131               | 大分県立図書館                                                                                                                                                   | 〒870—0008 大分市王子西町14—1<br>電話 097—546—9972                        |
| 大分県東部振興局  | 〒873—0504 国東市国東町安国寺786—1（国東総合庁舎）<br>電話 0978—72—1212       | <p>注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。</p> <p>封筒の表左側に、「警察官A（チャレンジ枠）採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。</p>                     |                                                                 |
| 大分県南部振興局  | 〒876—0813 佐伯市長島町1—2—1（佐伯総合庁舎）<br>電話 0972—22—0390          | <p>(2) 受付期間</p> <p>ア 持参及び郵送による申込みの場合<br/>平成28年8月1日（月）～8月19日（金）（日曜日、土曜日及び祝日等を除く。）<br/>受付時間 午前9時から午後5時45分まで<br/>注 郵送された申込書は、8月19日（金）までの消印があるもの限り受け付けます。</p> |                                                                 |
| 大分県豊肥振興局  | 〒878—0013 竹田市大字竹田字山手1501—2<br>（竹田総合庁舎）<br>電話 0974—63—1171 | <p>イ インターネットによる申込みの場合<br/>平成28年8月1日（月）～8月19日（金）<br/>注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。</p>                                                                       |                                                                 |
| 大分県西部振興局  | 〒877—0004 日田市城町1—1—10（日田総合庁舎）<br>電話 0973—23—2200          | <p>(3) 申込書の提出</p> <p>ア 持参及び郵送による申込みの場合<br/>所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に52円切手を貼って、大分県警</p>                                                                     |                                                                 |
| 大分県北部振興局  | 〒879—0454 宇佐市大字法鏡寺235—1（宇佐総合庁舎）<br>電話 0978—32—1170        |                                                                                                                                                           |                                                                 |
| 豊後高田土木事務所 | 〒879—0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎）<br>電話 0978—22—2285         |                                                                                                                                                           |                                                                 |
| 別府土木事務所   | 〒874—0840 別府市大字鶴見字下田井14—1<br>電話 0977—67—0211              |                                                                                                                                                           |                                                                 |
| 臼杵土木事務所   | 〒875—0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72—254<br>電話 0972—63—4136             |                                                                                                                                                           |                                                                 |
| 豊後大野土木事務所 | 〒879—7131 豊後大野市三重町市場1123<br>（豊後大野総合庁舎）<br>電話 0974—22—1056 |                                                                                                                                                           |                                                                 |

察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官 A (チャレンジ枠) 受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

イ インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(4) 申込者への受験票の郵送等

持参及び郵送による申込みの場合は、9月上旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、9月上旬にメールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、官製はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。また、受験票は、写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

なお、9月6日(火)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問い合わせください。

7 問合せ先

大分県警察本部警務課採用係

電話 097—536—2131 内線2643・2646

大分県人事委員会事務局

電話 097—506—5212

平成28年度警察官 B 採用共同試験及び大分県警察官 B (女性) 採用試験公告  
平成28年5月24日

大分県人事委員会

次のとおり、平成28年度警察官 B 採用共同試験及び大分県警察官 B (女性) 採用試験を行います。

なお、警察官 B 採用共同試験は、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府・兵庫県警察本部と共同して行います。

1 試験種類、試験区分及び採用予定者数

| 試験種類          | 試験区分 | 採用予定者数 |              |     |     |     |
|---------------|------|--------|--------------|-----|-----|-----|
|               |      | 大分県    | 警視庁<br>(東京都) | 愛知県 | 大阪府 | 兵庫県 |
| 警察官 B         | 一般   | 33人    | 2人           | 2人  | 2人  | 2人  |
| 警察官 B<br>(女性) | 一般   | 7人     |              |     |     |     |
| 合 計           |      | 40人    | 2人           | 2人  | 2人  | 2人  |

注1 警察官 B 採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢・性別等

| 試験種類          | 試験区分 | 都府県 | 年齢                     | 性別                       | 学 歴                                                                                               |  |
|---------------|------|-----|------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 警察官 B         | 一般   | 大分県 | 昭和60年4月2日から平成11年4月1日まで | に生まれた男性                  | 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(4年制以上のもの)を卒業した者又は平成29年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認められる者を含む。)は受験できません。 |  |
|               |      |     | 警視庁<br>(東京都)           | 昭和61年10月18日から平成11年4月1日まで | に生まれた男性                                                                                           |  |
|               |      |     | 愛知県                    | 昭和61年4月2日から平成11年4月1日まで   | に生まれた男性                                                                                           |  |
|               |      | 大阪府 | 昭和58年4月2日から平成11年4月1日まで | に生まれた男性                  |                                                                                                   |  |
|               |      |     | 兵庫県                    | 昭和56年4月2日から平成11年4月1日まで   | に生まれた男性                                                                                           |  |
| 警察官 B<br>(女性) | 一般   | 大分県 | 昭和60年4月2日から平成11年4月1日まで | に生まれた女性                  |                                                                                                   |  |

- 注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。
- (2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。
- 3 試験の実施
- (1) 試験日時及び試験会場

| 区 分       | 試 験 日 時                                                                                                                                                         | 試 験 会 場                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第 1 次 試 験 | 平成28年10月16日（日）<br>入室開始 午前 8 時30分<br>着席完了 午前 9 時<br>試験時間<br>教養試験<br>午前 9 時30分から12時まで<br>体力試験・身体検査<br>午後 1 時頃から 4 時頃まで<br>(注) 遅刻者は、午前10時までに試験室へ入室できない場合は、受験できません。 | 大分県立大分商業高等学校（大分市西浜 4 番 2 号） |
| 第 2 次 試 験 | 作文試験・体力試験Ⅱ・適性検査<br>平成28年11月6日（日）<br>面接試験 平成28年11月下旬の指定する1日<br>具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。                                                                     | 大分市内                        |
|           | 大分県以外の都府県                                                                                                                                                       | 大分県内                        |

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車はできません。

(2) 試験の内容

ア 第1次試験  
受験者全員に対して高校卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験（配点120点）  
警察官として必要な一般的知識（社会（法律、政治、経済、社会一般等）、人文（日本史、世界史、地理、思想・哲学等）、自然（数学、物理、化学、生物、地学

- 等）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について筆記試験をします。
- (2) 時間30分 5 枝択一式 50問
- (イ) 体力試験（配点80点）  
警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。

| 実施種目      | 実 施 方 法                | 基 準 値                              |
|-----------|------------------------|------------------------------------|
| 立 幅 と び   | 両足で同時に踏み切り、水平に前方へ跳躍    | 男性 205センチメートル以上<br>女性 160センチメートル以上 |
| 上 体 起 こ し | 仰臥の姿勢から上体起こし（30秒間）     | 男性 20回以上<br>女性 15回以上               |
| 腕立伏臥腕屈伸   | 腕立ての姿勢から腕屈伸（2秒に1回のリズム） | 男性 25回以上<br>女性 15回以上               |
| 時 間 往 復 走 | 5メートル幅の往復走（15秒間）       | 男性 40メートル以上<br>女性 35メートル以上         |

注 1 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。

注 2 大分県においては、4 種目のうち 2 種目以上が基準値に達しない場合は不合格となります。

(ウ) 資格加点（配点10点）  
大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。ただし、英語、中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡って2年以内に取得したものに限り有効とします。

| 加点対象者 | 加 点 基 準                                                                                                                        | 加 点 点 数                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 受験者全員 | 英語<br>①実用英語技能検定（英検）準1級以上<br>②TOEIC650点以上（IPテストを除く。）<br>③TOEFL < PBT > 522点以上<br>④TOEFL < iBT > 68点以上<br>⑤国際連合公用語英語検定（国連英検）B級以上 | 各加点資格毎に設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点を加点 |
|       | 中国語<br>①中国語コミュニケーション能力検定（TECC）550点以上<br>②中国語検定2級以上<br>③漢語水平考試6級以上                                                              |                                  |

|      |                                                                                                                              |                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 韓国語  | ①ハンガル能力検定2級以上<br>②韓国語能力試験5級以上                                                                                                |                                 |
| 簿記   | ①日商簿記検定2級以上<br>②全経簿記能力検定1級以上                                                                                                 |                                 |
| 柔道   | 2段以上（公益財団法人講道館が認定するものに限る。）                                                                                                   |                                 |
| 剣道   | 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。）                                                                                               |                                 |
| 情報処理 | ITパスポート試験を除く情報処理技術者試験（経済産業省所管の国家試験）合格者又はこれと同等と認められるもの<br>ITパスポート試験（経済産業省所管の国家試験）合格者又はこれと同等と認められるもの                           |                                 |
| 英語   | ①実用英語技能検定（英検）2級<br>②TOEIC470点以上650点未満（IPテストを除く。）<br>③TOEFL<PBT>460点以上522点未満<br>④TOEFL<iBT>48点以上68点未満<br>⑤国際連合公用語英語検定（国連英検）C級 | 5点                              |
| 中国語  | ①中国語コミュニケーション能力検定（TECC）400点以上550点未満<br>②中国語検定3級<br>③漢語水平考試4級又は5級                                                             | 各加点資格毎に設けた加点基準のいずれかを有する場合に5点を加点 |
| 韓国語  | ①ハンガル能力検定準2級<br>②韓国語能力試験4級                                                                                                   |                                 |
| 必要書類 | 上記資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート又は学位を証明できる書類）                                                                                       |                                 |
| 申請方法 | 申込書に必要事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第1次試験当日に必要な書類の原本を持参し、提出してください。                                                              |                                 |

注1 申込時に必要書類が添付されており、かつ、第1次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加点対象とします。

注2 インターネットによる申込みの場合は、必要書類が確認できないため、加点対象となりません。

注3 複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。

| <p>注4 情報処理の「これと同等と認められるもの」については、申込時に添付された必要書類を基に専門家による審査委員会により加点の適否を判定します。</p> <p>(二) 身体検査<br/>警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--|----|----|----|--------------------|--------------------|----|-----------------|-----------------|----|--------------------------------------------------------------|---|----|-----------------------------------------------------|---|-----|-----------------------------------------------------|---|
| 検査項目                                                                                                                                 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>160センチメートル以上であること。</td> <td>150センチメートル以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>47キログラム以上であること。</td> <td>43キログラム以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>大分県<br/>警視庁（東京都）<br/>裸眼視力が両眼とも0.6以上であること又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色覚</td> <td>愛知県<br/>大阪府<br/>両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>兵庫県<br/>視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上で、かつ、単眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | 基準                 |  | 男性 | 女性 | 身長 | 160センチメートル以上であること。 | 150センチメートル以上であること。 | 体重 | 47キログラム以上であること。 | 43キログラム以上であること。 | 視力 | 大分県<br>警視庁（東京都）<br>裸眼視力が両眼とも0.6以上であること又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。 | — | 色覚 | 愛知県<br>大阪府<br>両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 | — | その他 | 兵庫県<br>視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上で、かつ、単眼でそれぞれ0.3以上であること。 | — |
| 基準                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| 男性                                                                                                                                   | 女性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| 身長                                                                                                                                   | 160センチメートル以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 150センチメートル以上であること。 |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| 体重                                                                                                                                   | 47キログラム以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 43キログラム以上であること。    |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| 視力                                                                                                                                   | 大分県<br>警視庁（東京都）<br>裸眼視力が両眼とも0.6以上であること又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                  |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| 色覚                                                                                                                                   | 愛知県<br>大阪府<br>両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —                  |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| その他                                                                                                                                  | 兵庫県<br>視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上で、かつ、単眼でそれぞれ0.3以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —                  |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |
| その他                                                                                                                                  | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |  |    |    |    |                    |                    |    |                 |                 |    |                                                              |   |    |                                                     |   |     |                                                     |   |

注 身体検査の基準は、視力以外についても都府県によって異なる場合があります。

イ 第2次試験  
第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 作文試験（配点50点）  
職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。

(イ) 体力試験Ⅱ（配点20点）  
身体の全身持久力についての試験（20メートルラン（往復持久走））をします。

(ウ) 面接試験 (配点300点)

人物について個別面接による試験をします。

(エ) 適性検査

職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。

(オ) 身体精密検査

胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

注 第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

ウ 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ 留意事項

試験種目及び配点は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

また、大分県においては、各試験種目にそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

なお、合格基準は、大分県のホームページに掲載しています。

(大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(3) 試験結果の発表

| 対象   | 発表の時期                            | 発表の方法                                                                                           |
|------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大分県  | 第1次試験<br>平成28年10月25日(火)<br>午前9時  | 合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」(大分県庁舎本館1階県政展示ホール)に掲載するとともに、大分県のホームページに掲載します(注1、注2を参照のこと)。 |
|      | 第2次試験<br>平成28年12月下旬              |                                                                                                 |
| 大分府県 | 第1次試験<br>平成28年11月中旬から<br>11月下旬まで | 各都府県が合格者に文書で通知します。                                                                              |
| 都    | 第2次試験<br>平成29年2月上旬から<br>2月中旬まで   |                                                                                                 |

注1 合格者(大分県の試験の合格者に限る。)に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合がありますので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認し

てください。

(大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

注2 第1次試験合格者(大分県の第1次試験の合格者に限る。)に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月28日(金)午前中までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局(電話097-506-5212)にお問い合わせください。

4 試験結果の開示

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お問い合わせください(日曜日、土曜日及び祝日等を除きます)。

| 試験    | 開示請求できる者                      | 開示期間                       | 開示内容               | 開示場所                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------|
| 第1次試験 | 大分県の第1次試験合格者(大分県のみを志望した者)     | 合格発表の日から起算して1月間            | 試験種目別得点、総合得点及び総合順位 | 大分県人事委員会事務局(大分県市町村会館6階) |
|       | 大分県以外(大分県以外の都府県の第1次試験合格者を除く。) | 平成29年1月4日(水)から同年2月3日(金)まで  |                    |                         |
| 第2次試験 | 大分県以外(大分県以外の都府県の第2次試験合格者)     | 平成29年3月1日(水)から同年3月31日(金)まで |                    |                         |
| 第2次試験 | 大分県の第2次試験受験者                  | 合格発表の日から起算して1月間            |                    |                         |

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 大分県

(ウ) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を選定します。したがって、大分県人事委員会の実施した試験に合格しても採用されな

い場合があります。

(イ) 採用予定時期は、原則として平成29年4月1日です。

(ウ) 採用後は巡査に任命され、警察学校において10月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

イ 大分県以外の都府県  
各都府県に直接お問い合わせください。

(2) 給与

大分県の初任給は、採用時短期大学卒184,200円及び高校卒169,900円（平成28年4月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

なお、大分県以外の都府県の初任給はそれぞれ異なり、採用時短期大学卒201,900円から212,700円まで、高校卒189,477円から212,700円まで（平成28年4月1日現在）となっており、このほか各種の手当が支給されます。詳細については、都府県発行のパンフレットなどを参照してください。

6 受験手続

(1) 申込書等の請求  
申込書等は、次の機関で配布します。

| 機 関 名       | 所 在 地 等                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 大分県人事委員会事務局 | 〒870—0022 大分市大手町2—3—12<br>(大分県市町村会館6階)<br>電話 097—506—5212                              |
| 大分県警察本部警務課  | 〒870—8502 大分市大手町3—1—1<br>(大分県庁舎本館6階)<br>電話 097—536—1111 内線5337<br>536—2131 内線2643・2646 |
| 大分中央警察署     | 〒870—0046 大分市荷揚町5—6<br>電話 097—533—2131                                                 |
| 大分東警察署      | 〒870—0108 大分市三佐5—2—23<br>電話 097—527—2131                                               |
| 大分南警察署      | 〒870—1173 大分市大字横瀬2212—1<br>電話 097—542—2131                                             |
| 別府警察署       | 〒874—0909 別府市田の湯町13—13                                                                 |

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 杵築日出警察署  | 電話 0977—21—2131                                      |
| 国東警察署    | 〒879—1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277—2<br>電話 0977—72—2131     |
| 豊後高田警察署  | 〒873—0503 国東市国東町鶴川48—1<br>電話 0978—72—2131            |
| 宇佐警察署    | 〒879—0621 豊後高田市是永町32—1<br>電話 0978—22—2131            |
| 中津警察署    | 〒879—0453 宇佐市大字上田1010—1<br>電話 0978—32—2131           |
| 玖珠警察署    | 〒871—0024 中津市中央町1—2—10<br>電話 0979—22—2131            |
| 日田警察署    | 〒879—4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467<br>電話 0973—72—2131           |
| 竹田警察署    | 〒877—0025 日田市田島2—8—1<br>電話 0973—23—2131              |
| 豊後大野警察署  | 〒878—0025 竹田市大字拜田原221<br>電話 0974—63—2131             |
| 佐伯警察署    | 〒879—7125 豊後大野市三重町内田1196<br>電話 0974—22—2131          |
| 臼杵津久見警察署 | 〒876—0012 佐伯市大字鶴望2825—4<br>電話 0972—22—2131           |
| 杵築幹部交番   | 〒875—0041 臼杵市大字臼杵72—61<br>電話 0972—62—2131            |
| 津久見幹部交番  | 〒873—0001 杵築市大字杵築665—465<br>電話 0978—62—2131          |
| 大分県東部振興局 | 〒879—2441 津久見市中央町760—156<br>電話 0972—82—2131          |
| 大分県南部振興局 | 〒873—0504 国東市国東町安国寺786—1 (国東総合庁舎)<br>電話 0978—72—1212 |
|          | 〒876—0813 佐伯市長島町1—2—1 (佐伯総合庁舎)<br>電話 0972—22—0390    |

|           |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 大分県豊肥振興局  | 〒878—0013 竹田市大字竹田字山手1501—2<br>(竹田総合庁舎)<br>電話 0974—63—1171       |
| 大分県西部振興局  | 〒877—0004 日田市城町1—1—10 (日田総合庁舎)<br>電話 0973—23—2200               |
| 大分県北部振興局  | 〒879—0454 宇佐市大字法鏡寺235—1 (宇佐総合庁舎)<br>電話 0978—32—1170             |
| 豊後高田土木事務所 | 〒879—0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎)<br>電話 0978—22—2285              |
| 別府土木事務所   | 〒874—0840 別府市大字鶴見字下田井14—1<br>電話 0977—67—0211                    |
| 臼杵土木事務所   | 〒875—0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72—254<br>電話 0972—63—4136                   |
| 豊後大野土木事務所 | 〒879—7131 豊後大野市三重町市場1123<br>(豊後大野総合庁舎)<br>電話 0974—22—1056       |
| 玖珠土木事務所   | 〒879—4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137—1 (玖珠総合庁舎)<br>電話 0973—72—1152           |
| 中津土木事務所   | 〒871—0024 中津市中央町1—5—16 (中津総合庁舎)<br>電話 0979—22—2110              |
| 大分県東京事務所  | 〒104—0061 東京都中央区銀座2—2—2<br>(ビューリック西銀座ビル6階)<br>電話 03—6862—8787   |
| 大分県大阪事務所  | 〒530—0001 大阪市北区梅田1—1—3—2100<br>(大阪駅前第3ビル21階)<br>電話 06—6345—0071 |
| 大分県福岡事務所  | 〒810—0001 福岡市中央区天神2—14—8<br>(福岡天神センタービル10階)<br>電話 092—721—0041  |
| 大分県立図書館   | 〒870—0008 大分市王子西町14—1<br>電話 097—546—9972                        |

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒 (240mm

×332mm)を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。  
封筒の表左側に、「警察官B採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間  
ア 持参及び郵送による申込みの場合  
平成28年8月1日(月)～8月19日(金) (日曜日、土曜日及び祝日等を除く。)  
受付時間 午前9時から午後5時45分まで  
注 郵送された申込書は、8月19日(金)までの消印があるもの限り受け付けま  
す。

イ インターネットによる申込みの場合  
平成28年8月1日(月)～8月19日(金)  
注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出  
ア 持参及び郵送による申込みの場合  
所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に52円切手を貼って、大分県警  
察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官B受  
験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書  
留の受領証は受験票が届くまで保管してください。  
なお、申込時には写真を貼らないでください。

イ インターネットによる申込みの場合  
大分県のホームページの申込画面の注意事項を十分確認の上、直接申し込みで  
ください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返  
信しますので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事  
務局まで連絡してください。  
(大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>)

(4) 申込者への受験票の送付  
持参及び郵送による申込みの場合は、9月下旬に申込者へ受験票を郵送します。イン  
ターネットによる申込みの場合は、9月下旬にメールにより受験票を送信するので、各  
自分で印刷し、官製はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。  
また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。  
なお、10月3日(月)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問  
い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官B採用試験は大分県人事委員会、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府・兵庫県警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます（大分県を第1志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申込むことはできません。）。

なお、大分県の第1次試験に合格した場合、第2志望はないものとして取り扱われま

7 問合せ先

大分県警察本部警務課採用係

電話 097—536—2131 内線2643・2646

大分県人事委員会事務局

電話 097—506—5212